

平成27年4月20日

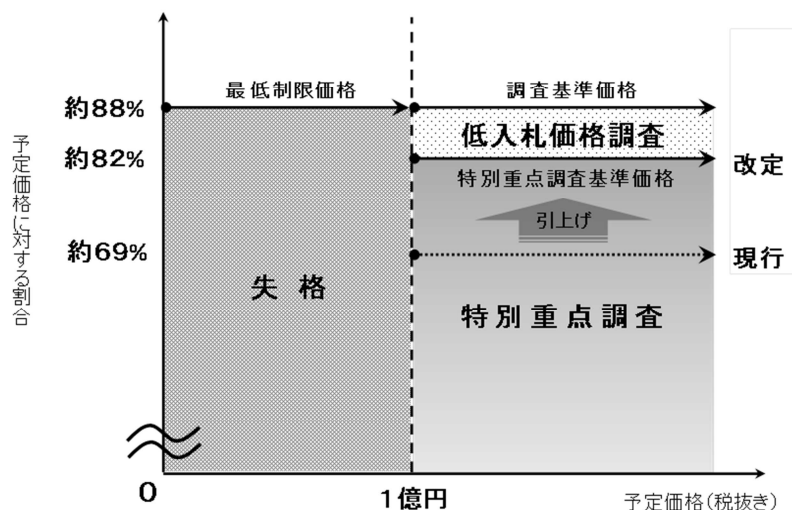
記者発表

## 和歌山県公共工事における低入札価格調査の強化について

県発注工事において、公共工事の品質を確保するとともに、建設業の担い手の中長期的な育成・確保を図るため、5月15日（金）以降に入札公告を行う工事から予定価格（税抜き）1億円以上の工事を実施している低入札価格調査を強化します。

低価格入札については、これまでも調査を行い適正な履行が可能か判断してきましたが、低入札で契約し完成した大規模工事において採算が厳しい状況から、下請企業へのしわ寄せや労働者への適切な賃金の支払い等に懸念が生じる状況が見受けられています。

こうした懸念を払拭し、工事の品質確保、適切な工期による施工等を図るため、より厳しい基準で調査する特別重点調査の対象額の引き上げを行います。



低入札調査のイメージ図

- 特別重点調査は、下記の4つの費用内容の設定率のどれか一つでも下回った場合に適用され、通常の低入札価格調査に加え積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものか調査するなどより厳しく審査を行います。
- 改定により特別重点調査基準額の予定価格に対する割合は約69%から82%に上がります。

特別重点調査基準額の設定率

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	予定価格に対する割合
現行	75%	70%	70%	30%	約69%
改定	<b>95%</b>	70%	70%	30%	<b>約82%</b>

担当課	技術調査課
担当者	笠野、楠見
内線	3082

(参考：用語の説明)

- **最低制限価格**

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に規定されているもので、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。」とされている。

和歌山県では、予定価格（税抜き）1 億円未満の工事に適用している。

- **低入札価格調査**

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定されているもので、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。」とされている。

和歌山県では、予定価格（税抜き）1 億円以上の工事に適用している。

- **特別重点調査**

和歌山県低入札価格調査実施要領で規定しているもので、低入札価格調査に該当した入札者のうち、特に工事の適切な実施、品質確保の観点から重点的に調査するもの。